



羅針盤

司法改革
総合センター
ニュース

公益通報者保護法 4月からスタート

公益通報者に対する解雇等の不利益な取り扱いの禁止と、事業者や行政機関がとるべき措置を定めた公益通報者保護法がいよいよ本年4月1日から施行される（施行後になされる公益通報について適用。施行後5年を目処に見直し予定）。

本法を実効性あるものにしていくためには、公益通報者に対する助言や問題点の是正、事業者や行政機関等のコンプライアンスや公益通報者保護制度のあるべき姿についての啓蒙活動等、弁護士に求められる役割は大きい。

● 目的

事業者の不祥事は、事業者内部の者でなければわからないケースが多く存在する。現に、近年、明るみに出て社会問題化した自動車メーカーのリコール隠しや食品の偽装表示問題はいずれも、内部通報によって明らかになったものである。しかし、法令違反の是正という公益のために通報を行なっても、職場で、通報者が解雇等の不利益な取り扱いを受けることが少なくない。そのため公益通報に消極的になり、事業者の不祥事が封殺されるようなことになれば、国民生活の安定と社会経済の健全な発展はとうてい望めない。

そこで、公益通報したことを理由とする解雇等の不利益な取り扱いを禁止し、事業者や行政機関がとるべき措置を定めることによって、公益通報者の保護と国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令規定の事業者による遵守（コンプライアンス）を促進することを目的として、2004年に公益通報者保護法が制定された。

● 概要

■公益通報とは

労働者が、不正の目的でなく、その労務の提供先である事業者や行政機関において、役員、従業員等について通報対象事実が生じ、又は生じようとしていることを、当該労務提供先（内部通報）や、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関（行政機関への通報）や、通報することが犯罪行為等の事実の発生若しくは被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（外部通報）等に通報することをいう。

■公益通報者

労働者。公務員を含む。

■通報対象事実

○個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、生活環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの

法律に基づく命令を含む）が規定する罪の犯罪行為の事実

※別表掲載の法律例：刑法，食品衛生法，証券取引法，廃棄物処理法，個人情報保護法，その他政令で定めるもの等

○別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが上記事実となる場合における当該処分の理由とされている事実等

■保護要件

通報先ごとに保護要件を設定

事業者内部…①不正の目的でないこと。

行政機関……上記①にプラスして，②真実相当性を有すること。

事業者外部…上記①と②にプラスして，③内部通報をすると証拠隠滅のおそれがあること，書面による内部通報後20日以内に調査を行なう旨の通知がないこと，人の生命・身体への危害が発生する急迫した危険があること等が必要。

■保護内容

公益通報したことを理由とする①解雇の無効，②労働者派遣契約の解除の無効，③その他の不利益な取り扱い（降格，減給等）の禁止。

■公益通報者の努力義務

公益通報者は，他人の正当な利益又は公共の利益を害さないようにする努力義務がある。

■事業者の努力義務

書面による公益通報を受けた事業者は，その通報に対してとった是正措置等について公益通報者に通知する努力義務がある。

■行政機関の義務

公益通報を受けた行政機関は，必要な調査を行ない，通報対象事実があると認めるときは，法令に基づ

く措置その他適当な措置をとる義務がある。

処分権限等を有しない事実について誤って公益通報を受けた行政機関は，処分権限等を有する行政機関を教示する義務がある。

問題点

通報対象事実や通報先が極めて限定，ないしは限定的に解釈されてしまうおそれのあるような規定となっている点，事業者外部を通報先とする外部通報の保護要件として立証が極めて難しい前記③のような事項を付加し，通報者に重い立証負担を課している点等から，本法による保護の範囲は極めて狭いものとなってしまう。このままでは，国民が期待したような機能を発揮できるかは疑問である。さらに言えば，本法制定により，これまで一般法理により保護されてきた通報対象の多くが本制度の対象外となってしまうため，そうした通報が，かえって萎縮させられてしまいかねないとの危惧さえ指摘されている。

課題

法律事務所は外部通報先となることが想定されている。したがって，弁護士自身が，公益通報を受けた際，適切な助言を行なうことができるよう，本法について理解を深めておく必要があることは当然であろう。

また，弁護士会としても，事業者や行政機関等のコンプライアンスや公益通報者保護制度のあるべき姿の啓蒙活動の他，公益通報者の支援窓口の設置（大阪弁護士会では，寄付金を財源として，相談料無料の「公益通報支援センター」を設置，速やかにNPO化の予定）等を進め，本法の運用を見守り，通報対象事実や通報先，外部通報の保護要件等の見直しに向けて運動を進めていく必要がある。

（司法改革総合センター副委員長 石黒 清子）